【結婚新生活支援事業　対象確認フローチャート】

新婚夫婦（婚姻日が令和7年1月1日から令和8年3月31日まで）ですか。

- いいえ → 該当しません
- はい ↓

婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下ですか。

- いいえ → 該当しません
- はい ↓

夫婦の所得の合計額※は、500万円未満ですか。 ※申請日時点で取得できる直近の所得（課税）証明書の額により確認します。

- はい ↓
- いいえ ↓

お二人またはどちらかが、下記の要件に当てはまりますか。

※該当の場合、所得の計算方法が異なります。

・貸与型奨学金の返還をしている。

（所得証明書と同じ期間の返済額を所得から引いて計算）

- いいえ → 該当しません
- はい ↓

所得の計算結果は、500万円未満ですか。

- いいえ → 該当しません
- はい ↓

本制度による補助を受けるのは初めてですか。

- いいえ（過去に受給あり） → 該当しません
- はい ↓

申請する費用（住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用・引越費用）は、令和７年４月１日から申請日までの間に支出していますか。

- いいえ → 申請期限内に費用が発生しない場合はご相談ください
- はい ↓

他の公的制度による家賃補助または助成金を受けていませんか。

- いいえ（受けています） → ご相談ください
- はい ↓

市税の滞納はありませんか。

- いいえ → 市税の滞納分を納付していただければ、申請できます
- はい → **申請できます**